

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正
について

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する
条例

(熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 7 条第 1 項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第 2 項中「（任命権者を同じくするものに限る。次項において同じ。）」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 7 条の 2 任期の定めが 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準

用する。

- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額とする。
- 5 一般職給与条例第30条の2及び第30条の3の規定は、第1項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第17条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第17条の2 任期の定めが6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。

- 2 第7条の2の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について準用する。ただし、日額又は時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額の算定については、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

(熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のよう

に改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第22条の2の表中

「

第29条第2項	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
---------	-------	-------------------

」

を

「

第29条第2項	第4条、第9条	第9条
	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

」

に改める。

（熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

3 熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成19年条例第11号）

の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（提出理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。